

県庁舎整備特別委員会委員長報告

平成21年5月29日

県庁舎整備特別委員会の調査結果についてご報告申し上げます。

県庁舎及び警察本部庁舎の整備については、平成8年2月に県庁舎建設特別委員会が設置され、県庁舎のあるべき姿や建設規模、機能、建設場所などについて活発な議論が行われ、平成9年2月に委員長報告がなされるなど、県議会において、長年にわたり種々の議論が行われてまいりました。

このような経過の中、さらに論議を深める必要があることから、昨年9月に議会運営委員会の主催により、県内5地域で開催された「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を経て、昨年の9月定例会において、「県庁舎整備問題等に関する調査」を付議事件とする本委員会が設置されたところであります。

本委員会では、これまでの県議会の議論を踏まえながら、委員会を10回開催し、県外現地調査を2回実施いたしました。

委員会では、現状と経過の確認、県の財政見通し、他県庁舎の事例調査、建設候補地の検討、建替えが必要な場合の基本方針に関する事項、移転した場合の跡地活用とまちづくり、及び、道州制との関連などについて、終始活発な論議を重ねてまいりました。

個々の審議の状況等につきましては、その都度、前会報告書により報告しているところでありますが、このたび、調査が終了いたしましたので、その調査結果についてご報告申し上げます。

まず、県庁舎整備の必要性については、現庁舎の老朽化、狭隘化、分散化等に加え、災害発生時の防災拠点施設としての耐震性と適切な機能確保が重要な課題となっており、これらの課題を解決するためには整備が必要であるとの意見で一致したところであります。

次に、整備方法については、現庁舎の耐震改修か建替えか。また、建て替える場合の建設場所については、特に、現在地か魚市跡地かということについて、活発な議論が行われました。

現庁舎の耐震改修については、約135億円の多額の費用を必要とすることや、改修を行っても、老朽化、狭隘化、分散化など現庁舎が抱える課題の解決にはならず、防災拠点施設としての機能が確保できないこと。また、建物自体の耐用年数は延びないため、10年から15年後には、再び建替えの検討が必要となること。加えて、狭隘化、分散化が一層進み、不足する庁舎や駐車場の借上げ費用として新たな費用が必要となることが明らかになりました。

委員の中からは、耐用年数を50年程度延ばすことが可能な改修方法もありるとの意見もありましたが、延命措置を講じ、耐震改修を行うことが技術的に可能であっても、狭隘化、分散化などの課題を抜本的に解決することはできず、さらに、多額の費用が必要となることから、現庁舎の耐震改修は困難であり、新たな庁舎の建設が必要であるとの意見となりました。

次に、建設場所については、特に、魚市跡地とその周辺的安全性に関して議論が集中しましたが、「魚市跡地とその周辺施設の災害対策等」について、2度にわたり専門家の方々に、参考人として委員会に出席いただき、熱心な質疑が行われた結果、その安全性については適切な対策を講じれば問題はないことが確認をされました。

このような審議を経て、最終的には起立採決の結果、本委員会としては「建て替える場合の建設場所は魚市跡地とする。」ことと決定いたしました。

なお、新庁舎の着工については、基本構想の内容などを審議したうえで判断する必要があることから、早急に基本構想を策定すべきとの意見が、多くの委員から出されました。

これらの審議結果をとりまとめ、本委員会から、別途「県庁舎整備に関する意見書」提出方の動議を提出いたしておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、今後、県が基本構想を策定するにあたって、県庁舎のあるべき姿、必要とされる規模、備えるべき機能等に関して、各委員から様々な意見が出されました。

その主なものは次のとおりであります。

まず、効率性・柔軟性・利便性等のための機能については、

- ・ 市外からの来庁者は、車で来ることが多く、その実態調査を行ったうえで、駐車場は必要台数を確保すべきである。
- ・ 新庁舎は、インテリジェントビルとしての機能を備えるとともに、県民に優しい県庁舎としてバリアフリーや省エネルギーにも対応すべきである。

次に、防災・防犯のための機能については、

- ・ 防災拠点施設として、新庁舎での緊急災害時における物資保管体制を検討すべきである。
- ・ 県庁には、災害に対する物資の備蓄よりは、災害に対するマネジメント機能を充実し、県民の安全・安心を守るため、突発的な災害に十二分に対応できるような機能を持たせるべきである。
- ・ 現警察本部庁舎は、通信司令室をはじめ科学捜査研究所、交通管制センター等の施設が非常に狭隘となっているなど多くの問題を抱えており、基本構想の策定にあたっては、それらについて十分検討を行う必要がある。

交流のための機能については、

- ・ 新庁舎には、県民ホールや展示ホール、会議室など、県民・市民が利用できるようなスペースを設けるべきである。
- ・ 県庁舎を事務室として整備することが前提であれば、県民ホールや展望ホールなどは不要である。

シンボルとしての機能については、

- ・ 新庁舎は、贅沢なものはいらないが、シンボリックな要素もあるので、後で造ってよかったと言われるような建物を建てる必要がある。
- ・ 新庁舎の高さを高くして、できるだけ空地进行を広く残し、また、展望所も新しい夜の名所となる可能性もあるので、長崎らしさの一つのシンボルになるようにしてもらいたい。

まちづくりのための機能については、

- ・ 今後、まちづくりのグランドデザインを描く中で、県庁舎整備を新しい長崎のまちづくりの一翼を担うものとして位置付け、長崎のまちの魅力と

交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとすべきである。

- ・ まちづくりのグランドデザインの基本的な枠組みを整理することが先決であり、そのうえで県庁舎整備の議論を行うべきである。また、県庁舎にまちづくりの一翼を担うような誘発機能は必要としない。
- ・ 魚市跡地へのジェットフォイルの接岸についても併せて検討を進めてもらいたい。

次に、建設規模及び事業費、県財政への負担等については、

- ・ 県庁舎は、インテリジェントビルとしての機能が求められるなど、普通のビルとは内容が異なるため、建設費は慎重に検討することが必要である。
- ・ 後世に残すものをしっかりと造るべきと思うが、英知を結集し、建設費を下げる努力をすべきである。
- ・ 経費節減を、具体的な設計に反映させるという姿勢を貫いてもらいたい。
- ・ 県庁舎建設の財源に充てることを目的として、これまでに約370億円の基金が積み立てられてきており、本県の財政が非常に厳しい状況にある中で、県民にこれ以上の負担を負わせることがないように、できる限り、基金の範囲内で建設すべきである。
- ・ 基金を全額使うのではなく、起債を有効に活用することも考える必要がある。

道州制及び建設形体については、

- ・ 道州制が導入されても、長崎の拠点となる施設は必要であり、その受け皿として、新庁舎を造ることは非常に大きな問題である。
- ・ 道州制が導入されれば、住民サービスは市町が担うことになり県庁舎から関連の執務スペースが不要となるため、規模を縮小することを前提に検討すべきである。
- ・ 道州制により議会棟が不要となった場合には、別の形で活用できるようにすればよく、行政棟、議会棟、警察棟は別々に建設した方がよい。
- ・ 議会と行政が同じ建物にあると、県民もわかりづらい。議会は別棟にした方が県民もわかりやすく、行政と議会の緊張関係もでてくる。議会棟は是非独立して建てるべきである。

- ・ 今後、道州制が進む中で、議会棟は独立した建物として造る必要はない。また、不要となった国の庁舎を活用すべきである。
- ・ 行政棟、議会棟、警察棟を独立して建てるか、合築して建てるのか、それぞれのメリット・デメリットを整理したうえで、検討を進めていくことが必要である。

事業手法については、

- ・ 県内経済の浮揚のため、県内企業の受注機会を確保できるあらゆる方法を検討してもらいたい。等々の論が出されました。

移転した場合の跡地の活用については、

- ・ 跡地活用の基本構想をつくり、県庁舎の整備構想と併せて議論できるようにすべきである。
- ・ 県民は、跡地を新しいまちづくりに活用していくことを期待しており、基本方針やスケジュールを示すべきである。
- ・ 跡地の活用は、歴史を活かすことが重要であり、歴史認識を持って取り組むべきである。
- ・ 県と長崎市が一緒になって、広く県民・市民の声を聴きながら検討を行い、結論が出るまでに時間を要することは理解するが、早く結論を出してもらいたい。
- ・ 跡地については、県民の不安に応えるものを県と長崎市が責任を持って県民に説明すべきであり、また、地元は中心市街地がさびれることを危惧しており、集客力のあるものを考えることが必要である。

このほか、

- ・ 基本構想の策定にあたっては、多くの県民のご意見を参考としながら、県がイニシアティブをとって、業者任せにしないことを基本とすべきである。
- ・ 最近の不況の中にあっても、県庁舎整備を最優先課題とする明確な県の考え方や、県立高校や小中学校等の耐震化を前倒しで進めている県の対応について、県民にしっかりと発信すべきである。

など、多岐にわたって数多くの意見が出されました。

以上、簡単ではございますが、県庁舎整備特別委員会の調査結果の報告といたします。

ご清聴、誠にありがとうございました。